

第 1 回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

出席者	1. 山澤敏徳 2. 林田寿利 3. 菊池勇夫 4. 若杉伸児 5. 藤本政嗣 6. 小野和久 7. 富井保徳 8. 柳田隆喜 9. 中谷茂己 10. 黒木謙志 11. 黒木良昭 12. 中田辰美 13. 田野敏広 14. 藤田博文
議事録署名人 3 番 菊池 勇夫 委員 4 番 若杉 伸児 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和 6 年第 1 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は 14 番藤田博文委員が欠席されています。ただいまの出席委員は 13 名で あります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員 会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	〈挨拶〉 それでは日程表に従いまして、令和 6 年第 1 回総会を進行していきます。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。3 番菊池勇夫委員、4 番 若杉伸児委員、よろしく願いいたします。 続いて日程第 2、会期の日程は、令和 6 年 1 月 30 日、本日 1 日といたしますが よろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。 それでは日程第 3、議案審議に移ります。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2 ページをお開きください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

	<p>ので、承認を求める。令和6年1月30日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号1番から8番までの8件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
<p>事務局員</p>	<p>4ページをお開きください。受付番号1番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の71歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の91歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑10筆、8,741㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、現況茶が植え付けてありますので、そのまま栽培していくということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ5,747㎡。家畜はブロイラーを38,000羽飼養しています。家族総数3名の労力3名となっております。5ページが地籍集成図になりますが、譲渡人が所有するすべての農地を、今回の売買により所有権移転するという申請になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
<p>中谷委員</p>	<p>9番、中谷です。ただ今の事務局の説明のとおりです。譲渡人は高齢で、もう耕作できないということでもあります。今回の申請地の隣接地に譲受人の畑があり、一箇所にとまって便利になるということした。以前から話し合いが行われていたそうですが、今回隣接する山林も含めての売買で話がまとまったようです。ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号1番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>黒木謙志 委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>黒木委員、どうぞ。</p>
<p>黒木謙志 委員</p>	<p>10番、黒木です。利用計画に茶とありますが、今現在お茶が厳しい中、この面積にお茶を作るのですか。</p>
<p>中谷委員</p>	<p>申請地にはお茶が植わってますが、殆ど荒れております。ゆくゆくはお茶とソバと混作していくと聞いております。</p>
<p>議長</p>	<p>黒木委員、よろしいですか。</p>
<p>黒木謙志 委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>

議長	<p>他にありませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 1 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 2 番について説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号 2 番です。申請人の譲受人が、都城市の 72 歳の方。譲渡人が、綾町の方になります。申請地は、南郷神門字南又江ノ原、田畑 3 筆、273 ㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、田には農業用倉庫が建ててあります。畑は自己保全で管理していきたいと聞いております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、都城市からの I ターン者のため、自作地・借入地共にありません。家畜もありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中谷委員	<p>9 番、中谷です。ただ今の事務局の説明のとおりです。申請人双方は町外のため、話を聞くことはできませんでしたが、譲渡人の叔父叔母の方に話を聞いてきました。譲渡人は体が悪く、定期的に病院に通う必要があるため、今の住居から移る気はない、美郷町に帰ることはないということです。譲受人は何度かこちらの家の下見にきて、この土地を気に入って移住を決めたようです。空き家が増える中、一軒でも明かりが灯れば嬉しいと近所の方は喜んでおりました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 2 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
若杉委員	<p>はい。</p>
議長	<p>若杉委員、どうぞ。</p>
若杉委員	<p>4 番、若杉です。利用計画が農業用倉庫となっておりますが、こちらは許可後に転用申請するのでしょうか。</p>

議長	事務局、説明をお願いします。
事務局員	こちらの倉庫につきましては、200 m ² を超えない農業用施設になりますので、転用は免除される申請となっています。農地に農業に供する施設を設置する場合は、転用する必要はありません。地目についても問題ありません。以上です。
議長	若杉委員、よろしいですか。
若杉委員	はい、わかりました。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 2 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 3 番について説明をお願いします。
事務局員	8 ページをお開きください。受付番号 3 番です、申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 67 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 92 歳の方です。申請地は、西郷田代字宮ノ原、田 1 筆、220 m ² であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲であります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 12,489 m ² 。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になりますが、申請地の隣の農地が譲受人の農地になります。譲渡人の方から買ってほしいと話があり、今回の申請となりました。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
富井委員	7 番、富井です。ただ今の事務局の説明のとおりです。申請地と譲受人の土地は隣接していますが、田への入り口は申請地にしかなく、田に入るたびに譲渡人に断らなければならない、どうにかしないといけないと思っていたそうです。申請地はこの 2・3 年耕作していなかったため荒れていましたが、今回譲渡人側から買ってほしいとお願いされての売買となったようです。対価についてですが、面積に対して高いと思ったんですが、譲渡人から言われた金額で、支払いもすでに終わっているということです。問題はないと思われそうですが、ご審議よろしくお願

します。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 3 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 3 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 4 番について説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号 4 番です。申請人の譲受人が、愛知県の 53 歳の方。譲渡人が、日向市の 66 歳の方です。申請地は、西郷田代字原、畑 2 筆、182 ㎡であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、I ターン者で自作地・借入地共にありません。家畜もありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図になりますが、申請地は譲受人が購入した宅地と居宅に付随した農地になります。現在は愛知県在住ですが、来月 2 月ごろにこちらに住民票を移し、徐々に改築を進め夏ごろには引っ越してくる予定だと聞いております。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

7 番、富井です。譲渡人は元々若宮地区の方です。連絡を取って見たのですが、連絡が取れず話を聞くことができませんでした。先程事務局に詳しく説明していただきましたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 4 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

私から 1 つよろしいですか。I ターン者関係は、住所はこのままでいいのですか。

事務局員

こちらは政策推進室が取り扱っている案件になります。先程の説明のとおり 2 月ごろには住民票を移すということです。今回は申請人から前もって所有権を移したいと相談がありましたので、このような申請になりました。

議長

わかりました。
他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 4 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 5 番から 8 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

12 ページを開きください。説明に入る前に一部訂正をお願いします。

受付番号 6 番、申請地の 1 筆は、利用計画が保全管理となりますので訂正をお願いします。

受付番号 8 番、契約期間が 1 年間になりますので訂正をお願いします。

それでは説明に入ります。受付番号 5 番から 8 番は譲受人が同一のため、あわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 53 歳の方です。

受付番号 5 番。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 70 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字宮田、田 3 筆、2,354 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。

受付番号 6 番。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 87 歳の方です。申請地は南郷上渡川字鶴野他、田 6 筆、3,464 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。先ほど訂正いただきました利用計画は、水稲と一部保全管理となっております。

受付番号 7 番。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 80 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字下古園、田 4 筆、2,767 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。

受付番号 8 番。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 44 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字門田、田 1 筆、727 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 17,791 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。譲受人は渡川地区でも数少ない農業者で、あちこちの農地を一手に引き受けて頑張っている方です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

4 番、若杉です。譲受人の父親と弟には、以前認定農業者として頑張っていたいておりましたが、5・6 年前に弟・父親と続けて亡くなりました。譲受人は林業に従事しておりましたが、後を継ぐ形で渡川地区のライスセンター的な役割を果たしていただいています。米作りでは渡川地区唯一の専業農家です。今回の 4 件については、今までいろいろな農作業について賃金をいただいて受けていたそうですが、本年度からすべての農作業を受委託することになったそうです。受付番号 5 番の譲渡人ですが、70 歳ですが今でも林業に従事しています。譲受人とは親方と山子の関係でした。しばらく林業を続けたいため農業に手が回らないという事で任せるようです。受付番号 6 番の譲渡人は 87 歳と高齢ですが、今でも田と原木椎茸とお茶をやっております。宮崎市に息子がいて農業を継いでもらいたいが、仕事をしているため思うようにならないようです。譲受人とは叔父と甥の関係になります。受付番号 7 番の譲渡人は 80 歳と高齢で、10 年以上前にご主人を亡くされて一人で農業をしております。とても精力的な方で 5 反程ある水田を管理し、今も西郷の方に仕事に通っています。今回 4 筆預けますが、後の 2 反程は自分で管理したいということでした。受付番号 8 番の譲渡人は、以前は土木作業員をしながら農業をしておりましたが、7・8 年前に仕事関係で愛知県に移り住んでいます。その間田んぼは叔父にあたる人が管理していました。83 歳と高齢のため自身の田はすべて処分しましたが、譲渡人が帰って来るまでは荒らさないようしたいと管理していました。今回 1 年間だけ管理を頼みましたが、もし体力があれば来年以降また作ってもいいと言っておりました。以上のことから何ら問題ないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長

資料の訂正部分は大丈夫ですか。

説明が終わりましたので、審議に入ります。受付番号 5 番から 8 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 5 番から 8 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

14 ページをお開きください。議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条

の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和6年1月30日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は9番と10番の2件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

16ページをお開きください。受付番号9番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の49歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の44歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字山ノ下、田1筆、1,021㎡であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて48,394㎡。家族総数2名の労力2名。利用権設定区分は新規となります。17ページが地籍集成図になります。申請地の右側に位置する農地はすべて設定を受ける者が耕作しています。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8番、柳田です。利用権の設定を受ける者と設定する者、どちらも認定農業者です。設定を受ける者は畜産業を営んでおり、ただ今の事務局の説明のとおり、今回利用権を設定する土地の右側農地すべて飼料作物を耕作しています。利用権を設定する者は、別の農地を預かって耕作するようです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号9番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号9番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号10番について説明をお願いします。

事務局員

18ページをお開きください。受付番号10番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の44歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷入下の83歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字平田他、田3筆、7,025㎡であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて14,313㎡。家族総数2名の労力2

名。利用権設定区分は新規になります。19 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8 番、柳田です。利用権を設定する者は 83 歳と高齢で、自身で作ることができなくなったため、水稻作付を頼むことにしたそうです。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 10 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 10 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 1 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

20 ページをお開きください。報告第 1 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 6 年 1 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

21 ページから 26 ページになりますが、合意解約書についてご説明いたします。全部で 6 件ですが、賃借人はすべて同じで西郷山三ヶの方になります。賃借人は畜産を辞められるということで、牛の餌である飼料作物が不要になったため今回の合意解約となりました。この後どなたが耕作されるかわかりませんが、本合意解約については、農地法の要件を満たしているため受理したことをご報告いたします。以上です。

議長

今回の解約される土地はすべて 1 つの団地内になります。今後農業委員会各地区でも、良い意見があればよろしくお願いします。

続きまして、報告第 2 号、相続等による権利移動についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

27 ページをお開きください。報告第 2 号、相続等による権利移動について。農

地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出があったので報告する。令和 6 年 1 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

28 ページから 30 ページをご覧ください。28・29 ページの相続人は西郷田代の 54 歳の方。30 ページの相続人は宮崎市の 51 歳の方になります。いずれも相続登記が完了したため、届出書を受け付けております。本届出については、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。
以上を持ちまして、令和 6 年第 1 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫

美郷町農業委員会 委員 若杉 伸児

